

障害児（者）支援の今後の取組について

1 障害児通学支援の見直し

(1) 目的

単独での通学が困難な障害児に対する、登下校時における送迎の支援に係る料金を見直し、事業者の確保を図る。

(2) 内容

送迎料金を下表のとおり、障害者移動支援と同額に見直す。

送迎に係る時間	送迎料金（現行）	送迎料金（見直し後）	
		身体介護あり	身体介護なし
30分まで	1,600円	255単位 (約2,856円)	105単位 (約1,176円)
1時間まで	2,100円	402単位 (約4,502円)	196単位 (約2,195円)
1時間30分 まで	2,900円	584単位 (約6,540円)	274単位 (約3,068円)
2時間まで	3,700円	666単位 (約7,459円)	30分を増すごとに 69単位(約772 円)を加算

※2時間を超える場合や早朝、夜間等は別途加算

(3) 適用時期 令和5年10月以降

2 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援の拡充

（1）目的

家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う看護師等の派遣を行う区の実施に対する都の補助要綱が改正され、令和5年度より、補助上限時間数が年間144時間に引き上げられた。この改正を活用して、利用上限時間数を引き上げ、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の休息及び就労等を促進する。

（2）内容

利用上限時間数を下記の通り引き上げる。

（現 行） 96時間

（引上げ後）144時間

（3）適用時期 令和5年7月1日

3 重度障害者等就労支援の実施

(1) 背景

現行の障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）では、通勤中や就労時間中のヘルパーによる支援は「経済活動」にあたるため、利用することができない。

(2) 内容

障害者の就労の機会や働き方の選択肢の拡大とともに、社会参加の促進を図るため、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金（雇用助成金）を活用した職場介助や通勤援助をしても、さらに支援を必要とする場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等に、通勤や職場での身体介護等の支援を行う。

①対象者

以下の要件をすべて満たす方

- ・台東区から重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けていること。
- ・民間企業に雇用されている、または自営業を営んでおり、就労継続のために本事業が必要であること。
- ・原則として、1週間の所定労働時間が10時間以上であること。

②支援内容

		雇用助成金による支援	本事業による支援
民間企業に雇用されている方	支援内容	業務に必要な介助等 ①文書の朗読や作成 ②機器の操作や入力 など	重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援 (喀痰吸引、水分補給、見守り支援、移動介助など)
	通勤援助	通勤時の身体介助 ※各年度3か月まで	通勤時の身体介助 ※各年度4か月目から
自営業者等	支援内容	(対象外)	・重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援 ・業務に必要な介助等
	通勤援助	(対象外)	通勤時の身体介助

③利用者負担額

サービスにかかる費用の1割（生活保護世帯、住民税非課税世帯は無料）
※障害福祉サービスと同様に負担上限額を設ける

(3) 適用時期 令和5年7月1日

4 児童発達支援事業所等利用支援

(1) 目的

生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、児童発達支援事業所等に通う第2子以降の利用者負担額を無償化することで、保護者の負担軽減を図る。

(2) 内容

①対象者

障害児通所支援（※）を利用する0歳～2歳の第2子以降の児童

※児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

②利用者負担

第2子以降に対する国の多子軽減制度の上乗せとして、第1子の就学・未就学に関わらず、第2子以降の利用者負担を無償化する。

なお、東京都が令和5年10月から同様の制度を開始するため、区では令和5年4月～9月利用分について給付する。

【参考】国の多子軽減制度

対象	利用者負担
幼稚園等に通い、または障害児通所支援を利用する乳幼児のうち	
(1) 最年長者	10/100
(2) 2番目のもの	5/100
(3) 3番目以降のもの	なし

(3) 適用時期

令和5年4月利用分まで遡及し、対象者に直接、無償化実施に伴う差額を給付

5 医療的ケア児等コーディネーター業務の実施について

(1) 目的

医療的ケア児・家族の総合相談窓口として、伴走的に実態・ニーズを積極的に把握し、様々な相談・課題を支援先につなげるとともに、支援記録の一元管理を行う。課題の解消に向けて、保健・医療・福祉・教育等の庁内・庁外の機関へ働きかけを行い、連携しながら支援体制を構築する。

(2) 実施人員

福祉部障害福祉課総合相談担当 3名

(3) 主な業務

- ① 医療的ケア児やその家族を定期的に訪問し、生活実態やニーズを把握する。
- ② 医療的ケア児やその家族、支援機関等からの相談に随時対応する。
- ③ 医療的ケア児やその家族に関する情報を一元管理し、必要に応じて関係機関と共有するとともに、関係者会議を運営し、適切な支援に繋げる。
- ④ ニーズを踏まえ、支援策の構築に向けた働きかけ、調整を行う。
- ⑤ 医療的ケア児の家族同士の交流の機会を創出する。

(4) 実施スケジュール

業務内容	実施時期
家庭訪問の実施	令和5年4月～ ※年1・2回の訪問を想定
相談対応	随時
退院前カンファレンスの参加	随時
外部の支援機関担当者を交えた会議の開催	令和5年度中
家族同士の交流の場	検討中